

# 平成 29 年度臨時総会 開会前 議事録

## 量類公正競争規約作成連絡会

### 1 開催日時及び場所

日時 平成 30 年 7 月 5 日（木） 13 時 30 分～

場所 中央合同庁舎 4 号館共用 408 会議室（東京都千代田区霞が関 3-1-1）

### 2 現会員数及び出席会員数

現会員数 437 名

出席会員数 264 名（うち委任状提出会員数 191 名、議決権行使書提出会員数 44 名）

### 3 議案

第 1 号議案 平成 28 年度事業報告

第 2 号議案 平成 28 年度決算報告

### 4 議事録

以下のとおり。

司 会：開会にあたり、総会開催は会則で業務終了後の 3 ヶ月以内と定めていますが、本日は 7 月 5 日ということで、これを 5 日遅延していることについて、神邊会長より皆さまにお詫びを申し上げます。

会 長：平成 29 年度通常総会におきましては、私どもの不手際により、各審議が未審議のまま採決に至っていないことを改めてお詫び申し上げます。

その間、皆様方には、多々ご迷惑をかけております。これも私の責任でございます。これから縷々お詫びを申し上げたい。会則第 10 条には事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催すると規定しているため、3 ヶ月以内の開催に向けて、5 月 16 日に合同委員会を開催いたしました。

6 月 18 日に臨時総会並びに通常総会を開催させていただく予定でありましたが、ところが、皆さまからは 1 ヶ月前には総会の資料がないと総会の開催が難しいというご意見もいただいております。総会の案内や資料が間に合わない判断したところです。

その次に、6 月 28 日・29 日に開催すべく調整していたのですが、何人かの幹事さんが決算等の関係でどうしても都合が付かないということもあった関係もありました。したがって、そういった関係でどのようにお詫びしてもお詫びできない訳でございますが、勝手ながら 7 月 5 日ということで決めさせていただきました。

また、今回ご案内させていただいたことにつきましては、皆さま方にこういった理由で遅れたんだというお詫びの文面も入れなければならなかったのですが、これもうっかりしておりまして、これに関してもお詫び申し上げます。

それから、皆さまからご意見を承って参りました。事業計画案が今後のスケジュールだけで取組内容の記載がないとか、総会出席者の確認の仕方、臨時総会の資料代としての予算が15万の支出ということで前回の総会を終わらせていただいた訳でありますけれど、これも正直に若干オーバーしております。これについても皆さまにご説明したいと存じます。

ここまで開催が遅れたこと、我々もある程度、定例の会合をもっておりますが、一つ一つ検討して参っておりますが、ハッキリした方向性というものが、今日まで掴めていなかったということも、この場を借りて深くお詫び申し上げます。

本当に沢山のご指摘をいただきました。まだそれを改善できていない点多々ございます。こういった本連絡会が、400名を超える皆さまの合意によって運営される会であります。本会の最高決定機関である総会が、体(てい)をなしていないとお叱りもいただいております。この点もお詫び申し上げます。

これもすべて連絡会の会長である私の神邊の責任でございます。本当に皆さまにどうお詫びしてよいのかわかりませんが、深くお詫びいたします。また、会員の皆さまのご要望に的確かつ迅速に対応できていないことに関しまして、連絡会の幹事会を総辞職することも辞さない覚悟で、本総会に臨んでおります。我々、幹事会メンバーが本連絡会を運営するには、不適格というのでしたら、総辞職せよというご要望をいただければと考えております。

またまだ、皆さまにお詫びしなければならないことが多々ありますが、一応、私から皆さま方に対する簡単なご挨拶とさせていただきます。本当に申し訳ございませんでした。

司 会：神邊会長、ありがとうございました。続きまして、本日の出席者数・・・

会 員：ちょっといいですか？今の神邊会長からの挨拶の中で、いくつか質問させていただきます。

1ヶ月前に資料を出さなければならないというのが5月16日という遅い時点に出ていて、それに間に合わないから6月28日・29日で、これは、委員の都合でできないということで、総会の規約に書かれている3ヶ月以内に開催するものとするを勝手に伸ばしたという理解であってますか？

会 長：5月16日の合同委員会で6月18日と決めさせていただきましたが、その資料をまとめて印刷屋さんで作っていただいて、皆さんのお手元に届くのが、1ヶ月前の5月18日には着かないといけないと思っておりました。したがって、5月16日に資料を決めて印刷して即発送することが不可能でございました。それで、一応6月28日・29日に伸ばさせていただいたという意味合いでございます。

会 員：つまり、スケジュールは1ヶ月前に必要なということは事前にわかっていたということですね。それが延びてしまった後に、6月28日・29日は委員の都合であってますか？と聞いているんです。

会 長：はい。我々幹事会のメンバーが都合が悪いということで、伸ばさせていただきました

ました。

会 員：わかりました。続けて質問します。ということは、3ヶ月以内に開催されることが出来なくなったのは、執行部の責任であるということであってますか？

会 長：はい。

会 員：会則で3ヶ月以内に実施すると書いてあるものが、3ヶ月を過ぎて開催した場合、これは成立するのですか？

会 長：ん～

会 員：これがですね。5月16日あたりで、開催できなくなるということがわかっているんですよ？

会 長：5月16日の合同委員会で話し合っただけです。

会 員：その後、6月28日・29日に開催できないと決定したのはいつですか？

会 長：ちょっと直ぐにできませんね。

会 員：それは困りますね。3ヶ月を超えた時点で総会は成立しないという認識になるはずなんですよ。ね？それを何らかの方法で説明するなり、会員に合意をとるという期間は十分にありましたよね？これをしていない状態でそのまま流れてきて7月5日ですってなって、ここに集まっているんですよ。

私が聞きたいのは、この会議は10条の期間内に開催されていないんですけれども、会議として成立するという根拠は何なんですか？と聞いているんです。

幹事会（佐々木）：ちょっと横からとるようで申し訳ございませんが、こういう時って決まりがない時は社会通念上に従う。いろんな組織が総会をやろうとした時に、総会の時期がずれた時にどういったことになるかご承知でしょうか？

会 員：一般的かどうかではなく、この規約に即して考えた場合どうですか？と聞いているんです。一般的な話はいいです。一般的なことではないんです。

幹事会（佐々木）：規約に明確に謳っていないものは社会通念に従う。社会通念が一般になる。株式会社が株主総会をやろうとした時に遅れたらどういったことが起きるかご存じでしょうか？怒られるんですよ。公的なところであれば罰則のためのお金を払えということは起きます。が、総会を成立しない、総会をやらないというのは、そういう事例は一つもないんです。だから、総会としては怒られますが、総会が成立しないということにはなりません。以上です。

会 員：そういう話を聞いているのではないんです。社会通念はいいんですけど、3ヶ月以内に開催するものとするとして書いてある規約上の中で運営されている会ですよ？その会が成立するという風に判断しているというのは、これを飛び越えて、社会通念ということでもいいんですか？そういうことであればですよ、社会通念であるというのであれば、そういったお詫びを含めて、さっき怒られるって話をされていますけど、なぜ、その後にメールであるとかこの文書であるとか、その後に委任状の催促のメールが出ていますよね？そこにも書かれていないという状況というのは、片手オチなんじゃないのか？

ただね、こうも考えているんです。実際の今の・・・、正確な答えが出そうにないので、僕の方から答えを出しますけれど、もしこれを成立しないと会員

が思っているならば、この後の定足数について、皆が出さないと思うんですよ。ね。ね？なので、それが出ているのであれば、皆はその点を納得したんだなということがあるのであれば、僕は良いと思うんです。僕はこういった答えを期待しているんですよ。社会通念とかの問題ではないんです。ね？

会長に一つお願いごとがあるんです。文面に入っていないお詫びの話をここでして、会員が何人いましたか？こういった話は議事録に載るんですか？載らないですよ？さっきも言ったように、本来は会議が始まる前に、キチンとその内容を説明すべき内容だったはずですよ。それをここにきた人だけに、ごめんなさい、ごめんなさいと言って僕らはどういう風に受け止めればいいんですかね？それは良くないと思うんですよ。だから、この件は改めて会員にこのような内容で開催しましたということのお詫びをキチンと入れてください。よろしいですか？以上です。

<以上>

議事録署名人：長田 久富

議事録署名人：須賀 茂春